

財務省告示第十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十六年十二月十日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成十七年一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（物価連動・十年）

（第三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
融資資金特別会計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一条第
一項並びに国債整理基金特別会

三 振替法の適 計法（明治三十九年法律第六号）
第五条第一項及び第五条ノ二
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号。以下

四 発行方法 用を「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

五 募入決定の 入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定
を財務大臣が行われる入札であつ
て財務大臣が各国債市場特別参
加者ごとに応募限度額を定める
ものによる発行（以下「国債市
場特別参加者・第 一 非価格競争
入札発行」という。）

イ 利回り競 各申込みのうち応募利回りの低

七			六																								
イ			イ																								
払			発																								
込			額																								
金			額																								
額			額																								
非	者	特	国	行	争	利	回	札	行	争	非	者	特	国	行	争	利	回	札	行	争	非	者	特	国	行	争
価	・	別	債	入	入	回	札	札	入	入	価	・	別	債	入	入	回	札	札	入	入	価	・	別	債	入	入
格	第	参	市	札	札	り	発	発	発	発	格	第	参	市	札	札	り	発	発	発	発	格	第	参	市	札	札
競	加	加	場	発	発	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額
			六	円	四			億	付	ノ	国	七	債	の	理	四	国	項	資	一	つ	定	う	額			
			億		千			円	国	二	債	十	に	規	基	百	債	の	資	億	い	に	ち	面			
			九		九				債	の	整	四	つ	定	金	十	一	規	七	千	は	基	`	金			
			千		百				に	規	理	億	い	に	特	一	定	千	九	は	`	き	政	で			
			四		五				つ	定	基	二	て	基	別	億	に	別	百	額	面	行	第	四			
			百		十				い	に	金	千	は	づ	会	五	は	づ	十	五	額	金	第	九			
			五		八				て	基	特	三	、	き	計	十	は	づ	五	万	第	十	万	第	十		
			十		億				、	づ	別	十	額	発	法	五	は	づ	万	第	五	万	第	十	万	第	十
			四		二				額	き	会	万	面	行	第	五	は	づ	万	第	五	万	第	十	万	第	十
			万		百				面	発	計	円	金	し	条	万	は	づ	万	第	五	万	第	十	万	第	十
					三				金	行	法		額	た	条	万	は	づ	万	第	五	万	第	十	万	第	十
					十				額	し	第		で	付	一	万	は	づ	万	第	五	万	第	十	万	第	十
					四				で	た	五		二	国	項	万	は	づ	万	第	五	万	第	十	万	第	十
					万				七	利	条		千	国	項	万	は	づ	万	第	五	万	第	十	万	第	十

いものからその応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みに応募額を割り当てる。

八
最
行
争
入
札
發
額
面
金
振
替
單
位

十
一
發
行
行
日
價
格

十
三
利
率
想
定
元
金
方
額
計
算

十
二
額
平
す
の
の
振
替
法
の
規
定
に
よ
る
最
低
額
面
金
と

十
一
平
成
十
六
年
十
二
月
十
日

十
一
年
○
五
パ
ー
セ
ン
ト

各
利
子
支
払
期
及
び
償
還
期
限
は
、
各
利
子
支
払
お

期
及
び
償
還
期
限
の
属
す
る
月
の
三

月
前
の
消
費
者
物
価
指
数
（
統
計
第
三

が
小
売
物
価
統
計
（
指
定
統
計
第
三

十
五
号
）
の
た
め
の
調
査
の
結
果
に

基
づ
き
作
成
す
る
全
国
消
費
者
物
価

指
数
の
う
ち
生
鮮
食
品
を
除
く
總
合

指
数
を
い
う
。
以
下
同
じ
。
消
費
者
物
価

物
価
指
数
の
基
準
改
定
が
行
わ
れ
、

改
定
後
の
基
準
（
「
新
基
準
」
と
い
う
。、

以
下
同
じ
。、）
に
基
づ
く
消
費
者
物
価

指
数
が
公
表
さ
れ
た
場
合
で
あ
っ

て、
財
務
大
臣
が
定
め
る
日
以
後
は、

新
基
準
に
基
づ
く
消
費
者
物
価
指

数
。、）
を
九
十
八
。、二
（
消
費
者
物
価

指
数
の
基
準
改
定
が
行
わ
れ
、
新
基

準
に
基
づ
く
消
費
者
物
価
指
数
が
公

表
さ
れ
た
場
合
で
あ
っ
て、
財
務
大

臣
が
定
め
る
日
以
後
は、
新
基
準
に

基
づ
く
平
成
十
六
年
九
月
の
消
費

者
物
価
指
数
（
小

物
価
指
数
）
で
除
し
た
数
が
あ

る
点
以
下
第
三
位
未
満
の
端
数
が
あ

る
と
き
は、
こ
れ
を
四
捨
五
入
し
た

十四 初期利子

もの。に額面金額を乗じて得た額とする。平成十七年六月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{前号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期利子以後

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十号の規定における想定元金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十六 償還期限

平成二十六年十二月十日

十七 償還金額

第十三号の規定により算出された償還期限における想定元金額

十八 元利金支

日本銀行

十九 払入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成十六年十二月十日